

令和3年5月10日

保護者の皆様へ

堺市子育て支援部長

緊急事態宣言の延長に伴う認定こども園等の対応について

日頃より、本市の教育・保育施設の運営及びコロナ禍における感染防止対策の取組にご協力いただきありがとうございます。

今般、4月25日（日）から5月11日（火）までの間、大阪府を対象区域として発令されていた緊急事態宣言が5月31日（月）まで延長されました。同期間中も通常どおり保育を実施することとしますが、感染リスクをできるだけ抑える必要があることから、引き続き、仕事を休んで家にいることが可能な場合や家庭での保育が可能な場合は、登園を控えていただき、家庭保育のご協力をお願いします。

（参考に前回令和3年4月24日付文書を裏面に記載します。）

保護者の皆様へ

堺市子育て支援部長

認定こども園等における緊急事態宣言の発令に伴う対応等について

日頃より、本市の教育・保育の推進にご協力いただきありがとうございます。

また、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の取組みにご協力いただき重ねてお礼申し上げます。国や大阪府によって様々な取組みが強化されていますが、感染拡大状況が継続していることから、国より4月25日（日）から5月11日（火）までの間、大阪府を対象区域とする緊急事態宣言が発令されました。

市内の認定こども園や保育所等につきましては、緊急事態宣言期間中も**通常どおり保育を実施**することとしますが、感染リスクをできるだけ抑える必要があることから、仕事を休んで家にいることが可能な場合や、家庭での保育が可能な場合は、登園を控えていただき、家庭保育のご協力をお願いします。

記

1 保育の実施について

通常どおり保育を実施します。

ただし、緊急事態宣言期間中（延長された場合は当該期間を含む。）に、家庭保育にご協力いただく場合は、一旦保育料を全額納付していただき、日数に応じて保育料（0～2歳児クラス）の減額を行います。

2 ご家庭へのお願い

○手洗いやうがいをはじめとする一般的な感染症対策を徹底するとともに、お子さまやご家族の検温等による健康管理や健康観察を行ってください。

○お子さまやご家族に発熱などの新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合には、必ず登園を控え、速やかに各施設へご連絡ください。また、「堺市新型コロナ受診相談センター（072-228-0239）」にご相談ください。

○お子さまに発熱等が認められた場合にあっては、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善するまでは登園を控えてください。

○不要不急の外出を自粛し、ゴールデンウィーク期間中の旅行やお出かけは控えてください。

○万一、園の関係者（園児・保護者・職員）に感染者が出た場合には、偏見等が生じないように、人権に十分ご配慮願います。

○医療従事者や社会機能を維持するために就業継続が必要な方々（警察、消防、高齢・介護施設や保育施設等の職員）やそのご家族などを思いやり、支えあう気持ちを持って行動願います。

3 令和3年4月からの利用が決まった育児休業中のご家庭について

原則、4月中に復職する必要がありますが、新型コロナウイルス感染症に起因して、育児休業を延長した場合は、特例的に復職が6月中となっても、利用決定の取り消しとはなりません（4月からの利用として扱います）。ただし、在籍期間中の保育料は発生します。（0～2歳児クラス）。

該当する場合は、各区子育て支援課にお申し出ください。

（問い合わせ先）

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 堺市 子ども青少年局 子育て支援部

○ 保育の利用等について 幼保運営課 TEL 072(228)7231 FAX 072(222)6997

○ その他保育料等について 幼保推進課 TEL 072(228)7173 FAX 072(222)6997